2024-7-30 第2回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

〇平井補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、また暑さが厳しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。特に、佐藤構成員におかれましては、先週の大雨の被害への対応など多忙な折、本当に恐縮でございます。ありがとうございます。

座長に進行をお願いするまでの間、冒頭の進行を務めさせていただきます、地域福祉課長補佐 の平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局に異動がございましたので、紹介をさせていただきたいと思います。

日原社会・援護局長でございます。

- 〇日原社会・援護局長 よろしくお願い申し上げます。
- 〇平井補佐 続きまして、安里こども家庭庁成育局成育環境課長でございます。
- 〇安里課長 安里です。よろしくお願いいたします。
- 〇平井補佐 続きまして、事務局より本検討会の取扱いについて御説明いたします。本検討会の議事につきましては公開となってございますが、会場での傍聴は報道関係の方のみとさせていただき、その他の傍聴希望者につきましてはYouTubeでライブ配信を行っております。会場の報道関係者の皆様におかれましては、撮影等ございましたら、ここまでとさせていただきたいと思います。

(カメラ退室)

〇平井補佐 それでは、以降の進行につきましては、中島座長にお願いしたいと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。

〇中島座長 それでは、ここから議事の進行を務めさせていただきます、座長の中島でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の委員の皆様の出席状況ですけれども、室田構成員から欠席の御連絡をいただいております。御了承いただければと思います。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日の議事は「構成員による居住要件緩和等に 係る意見陳述(プレゼンテーション)」ということになっております。そして「その他」となっ ております。

進め方としましては、まず事務局から資料に沿って御説明をいただき、その後、各構成員から 民生委員の選任要件である居住要件の緩和や、民生委員の担い手確保対策等に関わる構成員の お考えをプレゼンテーションしていただきます。その後、構成員の皆様から、各構成員のプレゼ ンテーションの内容等について、質疑応答を含めた御発言の時間を設けたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、資料について簡潔に御説明をお願いいたします。

〇金原課長 事務局です。

資料1と2について説明させていただきます。

まず、資料1でございます。参考資料にも前回の第1回の議事録がございますので、簡単に御 説明させていただきます。前回の検討会における主な御意見ということでございます。

まず、1ページ目でございますが、選任要件の緩和についての御意見の中で肯定的な意見として幾つか記載させていただいております。

2つ目にございますように、民生委員としてキャリアを積み上げてきた方が、転居等を理由に、 人間関係等が維持されているのにもかかわらず、居住要件の問題で退任せざるを得ない状況で、 少なくとも3年間の任期を全うできるように要件緩和を行ってはどうか。

あるいは、その下ですが、過疎地でも民生委員の要件を満たす人材がいない地区もあるというような御意見がございました。

下から2番目でございますけれども、仮に要件緩和を実現するのであれば、どういった基準でということと、基準ができた後の運用についても、慎重に、抑制的にというところから始めたほうがいいのではないかというような御意見をいただきました。

2ページ目になります。こちらについては、慎重な意見や反対の意見でございますが、3つ目にございますとおり、地域外の方でも大丈夫ですよと言うとハレーションが大きいのではないか。地域のことは自分たちで解決していくという気持ちを持っている方たちの誤解を招かないか。

その下でございますが、同じ地域に居住するという民生委員の選任要件と活動基盤の基本は維持することが不可欠な条件なので、居住要件を緩和することは現段階では反対だ。ただ、大都市の苦労も理解し、今後、方向性を見出していければという御意見もいただきました。

下から2番目ですが、緩和があったとしても、基準については、非常に厳格で慎重な考えが必要ではないか。

次のページ、3ページ目でございます。こちらは選任要件の関係というよりは、担い手確保についての御意見がございました。

関係機関とのバックアップの仕組みがつくれれば、民生委員さんの負担もかなり少なくなるというような御意見や、その下でございますけれども、活動の支援体制整備や環境改善をまずは優先して実現させるべき。

福祉推進員の設置や民生委員の協力員を増やすことなど、協力体制を拡充していくのはどうかというような御意見をいただきました。

下から2つ目でございますが、就労している民生委員の活動のしやすさ、環境整備のために、 商工会に説明しに行く、もしくは説明する書類を用意するという取組は非常に重要になってく るのではないかというような御意見をいただきました。

4ページ目になりますけれども、民生委員推薦会への推薦については、町会・自治会が中心で したが、推薦母体をそれ以外にも広げて推薦していくべきではないかといった御意見をいただ きました。

それから、資料2になります。これは「追加共同提案団体に対するアンケート調査」ということで、1ページ目、一番上にございますが、令和6年1月19日に、我々厚労省とこども家庭庁、

それから内閣府が連名で、居住要件の緩和についての追加共同提案団体であります自治体の皆様方、16団体に対してアンケートを実施しております。回答のあった14団体の意見を集計させていただいております。どんなアンケートかといいますと、2つの問いがございます。

問いの1番目でございますが、「現行の民生委員法の規定、いわゆる居住要件の関係によって、 民生委員・児童委員の選任に際して、支障となった事例はありましたか」という質問です。

問2として、「市町村の居住者ではないが、法の趣旨や職務の内容に鑑み、居住している民生 委員等と同等と認められ得るケースとして、どのようなものがあるとお考えですか」というアン ケートをさせていただいております。

問1に関しましては、2ページ目になりますが、多かったのが、一番上の当該地域に居住し、かつ民生委員を担っていた者が隣接する区域外へ転出した際に、当該居住要件を理由として辞めざるを得なかった。同様の事例が幾つか挙がってきております。

また、一番上の欄の2番目のポツでございますが、適任者として推薦された者がいたけれども、 居住要件を確認していく中で選任することができなかったというような事例があったというこ とでございます。

3つ目の枠の中の2つ目のポツも同じような内容ですが、ボランティア活動を積極的に行っている方がいて候補に挙がったが、当該市町村に住民票がなかったというようなことがございました。

3ページ目は、問2に対する御意見になります。こちらについては参考で見ていただければと思いますけれども、例えば3番目の箱の中ですが、かつて当該市町村に居住していたが、その後区域外に転出した。現在は当該市町村で町内会長も務めている方で地域の実情に通じ、民生委員・児童委員の活動を適切に行える者の場合、というような御意見がございました。

他にも幾つかありますが、参考に御覧いただければと思います。

以上でございます。

〇中島座長 ありがとうございました。

今日は、様々な意見をみんなで出し合うというような場でございますので、ぜひ積極的に御発言いただけたらと思います。

それでは、これより各構成員から、居住要件緩和等に関わる意見陳述をいただきたいと思います。まず、事務局より、意見陳述の進行方法と留意点について御説明をお願いいたします。 〇平井補佐 事務局です。

御意見の順番につきましては、議事次第を御覧いただきたいのですけれども、こちらに記載されております各構成員提出資料の番号順に座長より指名させていただければと思っております。限られた時間の中で公平に御意見いただくためにも、各構成員の持ち時間を、恐縮ですけれども、7分間とさせていただきたいと考えております。時間内に発表を終えられるように御協力いただければと思います。事務局より、時間の目安といたしまして、5分経過後に1回、そして7分経過後に2回、ベルを鳴らさせていただきます。7分経過時のベルが鳴った際には、発表のまとめに入っていただきますよう御協力お願いいたします。

なお、オンライン参加の方におかれましては、ベルの音が聞こえないということもございます ので、チャットにて経過を事務局よりお知らせいたします。 留意事項は以上になります。

〇中島座長 ありがとうございました。

それでは、長田構成員より意見陳述をお願いしたいと思います。長田構成員、髙山構成員におかれましては、全国民生委員児童委員連合会として意見陳述を行うため、本日は長田構成員が代表して意見陳述を行う旨、連絡をいただいております。それでは、発表よろしくお願いいたします。

〇長田構成員 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました全国民生委員・児童委員 連合会副会長の長田と申します。地元は、宮崎県宮崎市でございます。

今回の検討会について、全民児連の意見を簡潔に申し上げさせていただきます。

まず、これは皆さん方、お分かりでしょうが、民生委員・児童委員活動の本質と実態を御理解いただきたいと思っております。民生委員・児童委員は、地域住民の様々な生活課題、妊産婦から高齢者まで全ての人々に対する幅の広い活動を行っています。特に、民生委員児童委員は、日常的に多様な活動を実施するなど、極めて重要な役割を担っていることを御理解いただきたいと思います。

具体的には、民生委員の活動状況は、生活保護や就学援助等の手続に伴う当該世帯の状況確認や、福祉行政の協力機関としての役割を担っております。さらに、災害対策基本法においては「避難行動要支援者名簿」が私たちに提供され、災害発生時の避難支援者の確保や避難所開設・運営等への協力も求められているような状況でございます。

居住要件の変更には、全民児連としては反対であり、変更を前提とした検討会は適切ではない と思っております。欠員は、選任要件ではなく、自治体の選任の手順あるいは方法等の運営上の 問題であると思っております。

同じ地域で生活する一員として、住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役であり、 住民視点での意見具申を行う私たちは、活動の対象となる住民の親族でも専門職でもない役割 を担うところに大きな意味と意義がございます。

さらに、基礎自治体、特に行政の責任において、民生委員・児童委員の改選に向けて、早期に 自治会や社協等への働きかけを十分に行っていただき、地域ぐるみで選任に向け対応すること が必要不可欠であると思います。

その上で、欠員問題の解消のため、自治体が責任を持って関係者・組織に対し、強く働きかける必要があるかと思います。

また、居住要件の変更に反対する理由としては、休日や夜間を含め、見守り対象者の急変時の対応などが求められる中、地域で暮らしていればこそ、住民からの相談や困り事にも対応できますが、在勤者の場合は、緊急時を含め即応が困難なことが想定されます。

また、在勤者の場合、転勤・異動などにより短期間で退任せざるを得ない状況が生じるため、 住民との信頼関係構築を含め、委員活動の継続性に課題があります。さらに、行政等から依頼される各種の状況確認は、地域に居住する住民の一員だからこそ可能であるわけで、さらには、多 くの個人情報が提供され、所持することについて住民から許容されていると考えております。

今後の新たななり手確保について、早期退任を防ぐことも重要でありますし、民生委員・児童 委員が長く活動を続けられるよう、負担の軽減と活動環境の改善を図ることが必要であるかと 思います。

また、厚生労働省の令和5年度社会福祉推進事業の調査研究の中の民生委員等のアンケート 調査でも、民生委員・児童委員の業務に対する負担軽減が活動継続の鍵になるとの結果が示され ているわけです。

また、業務上の負担のほか、実費弁償で通信費や車の移動に伴う燃料費を賄うなど財政的な負担、保護世帯の受給申請や被災者支援など、精神面での負担がかなり多くあります。

今後のなり手確保対策に向けて、まずは民生委員の「協力員」や「福祉推進員」の設置、あるいは活動の推進を含めた負担軽減策を講じることが最優先ではなかろうかと思っております。 また、委員活動の環境整備の具体的な取組に向けた様々な検討をいただきたいと思います。

例えば、広島市が行っているように、「民生委員協力員」を全国の市区町村に配置できるよう な取組もぜひお願いしたいと思っております。

なお、先週、全民児連の拡大正副会長会議、そして次の日に地域福祉推進部会の会議があり、 この件についても共有しましたところ、得能会長を含む全委員が居住要件の緩和変更について は反対であるという結論でありました。

要件緩和については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇中島座長 ありがとうございました。ただいま長田構成員からお話をいただきました。全民児連としては、居住要件は隣人愛の視点から大事にしてきたところであるので、ここについて変更はしないでほしいということの御意見だったかと思います。 ありがとうございました。

では、続けて、小林構成員に発表をお願いしたいと思います。

〇小林構成員 ただいま紹介いただきました、東京都民生委員児童委員連合会副会長の小林で ございます。都民連といたしましても、基本的には全民児連とほとんど考えは変わりません。そ の上で意見陳述をしたいと思います。

ページをめくっていただいて、2ページに目次が出ておりますので、これに沿って話を進めて まいります。

3ページ、4ページ目には、東京都の概況が記載されておりますので、これは参考までにお手隙のときにお目通しをいただければと思います。

それでは、5ページになります。5ページ、6ページには東京都の概況が記載されておりますが、5ページの居住要件、並びに6ページの年齢要件、ともに国の基準より厳しく設定されています。5ページの居住要件につきましては、おおむね3年以上の居住とされており、また6ページの年齢要件につきましても、令和7年度の一斉改選より、新任原則67歳未満・例外72歳未満、再任原則75歳未満・例外77歳未満ということで、年齢要件が令和4年度の一斉改選よりも緩和されていますが、年齢は国の基準よりも厳格に決められています。

それでは、7ページをお願いいたします。7ページには、定数・現員数・充足率の推移ということが記載されておりますが、年齢要件の緩和が令和元年度にも行われていまして、このときに年齢要件が2歳先延ばしにされております。令和4年度の一斉改選では充足率が下がるのではないかというのは、この段階でもある程度見通されていたのですが、令和元年度から令和4年度にかけましては、コロナ禍での一斉改選があり、コロナ禍での後任探しということがありましたので、より低下に拍車がかかったのではないかと考えています。

それでは、8ページをお願いいたします。8ページには、同じように、参酌すべき国の配置基準と平均担当世帯数がございますが、在任期間におきましては充足率が低い一方で、在職年数は全国平均より高い傾向にあるということが読めるかと思います。

それでは、9ページ、10ページに居住要件緩和について記載しております。

居住要件緩和についてはどう考えるか。基本的に今回の提案については反対の立場である。緩和を前提とした議論には違和感を覚えてなりません。

限定的・特例的なものであれば、法改正してまで現状の民生委員の本質を歪曲するような要件 緩和をすることには疑問があります。

緩和する場合に必要となる条件や考慮すべき点ということですが、これもちょっと疑問に思うのですが、考えられるところとしては、例外規定が適用される委員の受入体制や実効性ある協力体制が、民児協として担保できる状態にあること。いわば民児協内での共通理解と覚悟次第ではないかと考えます。加えて、当該担当区域内の住民の方々の理解、例えば「夜間・休日等は、この地区の民生委員は不在のため、緊急時の御連絡は〇〇委員までお願いします」といった案内なども必要ではないかと考えますが、その理由につきましては、10ページを御覧ください。

民生委員活動に人により差が出ることになり、民児協内の不協和音につながるおそれがある のではないか。

チーム(班)として動くことに差し障りが出るのではないか。

東京版活動強化方策、右側に一覧表が出ておりますので、参考にしてください。それの取組に 支障が出るのではないか。

地域住民の信頼が得られるのかといったことが挙げられると思います。

ひいては、地域共生社会の実現に向けて、一歩も二歩も後退するのではないかと危惧されます。 それでは、11ページをお願いいたします。こちらは、私が葛飾区民生委員児童委員協議会の所 属ですので、葛飾区内で意見交換したものの抜粋になりますが、(1)葛飾区民児協内での意見 交換より、これは正副会長会にてグループに分かれての意見交換の集約です。

(2) 葛飾区民児協事務局としての取組。こちらは、会長会にて公表されたものです。葛飾活動マニュアルをつくり、町会等に渡して探してもらう。小地域福祉活動の参加者からも探せるようにする。若い世代に向け、パソコンやスマホを活用することで、仕事をしながら活動できることをPRする。候補者の選出が困難な理由について現状分析を行い、自治会町会に向けて改めて説明機会を設けたり、関係団体と情報交換する。

令和7年1月に自治町会連合会に推薦依頼する際の資料の見直しを行う。

定期的な広報紙への記載事項、記事掲載、SNSの活用、区の協働サイトへの記事掲載など、PR 活動を強化するなどです。

次ページ、12ページになります。これは同じく東京都民生委員児童委員連合会での区市郡支庁 民児協会長、いわゆる毎月の常任協議会におけるグループに分かれての意見交換の集約ですが、 若い人材を知っている組織など、推薦母体を拡大する。

民生委員推薦会を実効性ある委員構成に見直す。町会・自治会での推薦では、既に限界を迎えていると考えるからです。

行政の責務として後任者探しに主体的に協力してもらう。

社会福祉協議会をはじめとした関係機関や福祉施設・福祉事業者等への人材に関する情報提供の依頼を行う。

行政の審議会や各種委員会の市民公募の方に声をかけるなどの意見が集約されております。 続きまして、13ページになります。その他として、続けやすい(辞めさせない)工夫。 活動しやすい環境の整備。

力量の向上に向けた研修の充実・強化といった工夫が必要ではないかと考えています。 以上です。御清聴ありがとうございました。

〇中島座長 ありがとうございました。小林構成員からは、居住要件の緩和ということに反対の 立場から、担い手の確保策について様々な貴重な御発言をいただいたと思います。ありがとうご ざいました。

続きまして、湯沢市の佐藤構成員、御準備よろしいでしょうか。お願いいたします。

〇佐藤構成員 秋田県湯沢市の佐藤です。よろしくお願いいたします。早速、意見陳述したいと 思います。

2ページをお開きください。要件緩和に関しては、選任基準や推薦会の基準をしっかり定めて、 民生委員・児童委員にふさわしいと認められる者であれば、全市町村を対象に居住要件を緩和し てもよろしいのではないかという意見でございます。

理由としては、今後、将来的にどこの市町村でも担い手不足が想定されておりますが、居住している民生委員と遜色のない活動(地域に根づいた活動)が行えると認められた方であれば、居住要件を緩和することに賛同します。また、他市に居住している方が地域の民生委員活動を行うことで、新たな気づきや発見ができ、より活発な風通しのよい民生委員活動が期待できるのではという意見もございました。

3ページ、お開きください。それでは、遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点、どのようなことが考えられるかということで、組織区域ごとに「推薦準備会」の設置ということで、湯沢市の例を御紹介したいと思います。

4ページ、お開きください。現実に、今、湯沢市の民生委員推薦会は推薦準備会というものを置いております。組織区域ごとに候補者についての意見を述べ、候補者の推薦状を推薦会に推薦するものとするということで、その組織においては、地区民協の民生委員・主任児童委員及び当該組織の実情に通じる者、若干名で組織しているものでございます。

推薦準備会の委員長は、地区民児協の会長をもって充てております。

5ページ、お開きください。こちらが推薦状であります。組織区域の実情に通じる方、若干名の書面を頂いて、下記の者は人格見識が高く、地域の実情に通じて、社会福祉に熱意がある方ということでの推薦状を推薦準備会の委員長から推薦会の会長へ上げるという仕組みでございます。

3ページへお戻りください。その準備会のほかに、居住要件を緩和した場合は、居住地と担当 地区でおおむね1時間以内に駆けつけることのできる範囲とする。

また、勤務先の協力を得た上で、民生委員活動に十分に時間を有することができる方。

また、組織ごとにサポートできる体制も構築することが必要と思われているところでございます。

6ページ、お開きください。担い手確保の対策については、まず年齢要件の撤廃ということで、健康で十分に民生委員活動を担うことが可能であれば、年齢要件を撤廃してもよいのではないか。

あと、担当区域のブロック制の導入ということで、民生委員の配置基準があります。湯沢市の場合は人口10万人未満で、120~280までの間に民生委員・児童委員 1 人という基準になっておりますが、面積や地理的条件の負担で世帯数が少ない場合や、まちの中心部で世帯数を非常に持っているということで、民生委員の負担は様々でございます。実際、最小世帯数は8世帯、こちらは非常に離れている地域でございます。最大世帯数は350世帯。最小世帯数の8世帯は、将来的に民生委員を担う方がいらっしゃらなくなるというのが目に見えているところでございます。

その負担を軽減するために、ブロック制を導入してはどうかという声が上がっております。民 生委員の担当区を南ブロック、北ブロック等に分けて、個人で担当するのではなく、ブロックご とチームで民生委員活動を担えるような配置基準の見直しを求めるものでございます。

フページ、お開きください。民生委員確保の対策でございます。

8ページの図、御覧ください。湯沢市では、月1回の民生委員の定例会に対して、関係機関が必ず参加しております。こちらで関係機関との情報共有や民生委員の相談をその場で一緒に解決しているということで、早期発見、早期支援につながっていることとともに、民生委員の負担軽減が図られているところでございます。

また、丸の黄色い部分ですが、行政の担当者が民生委員の定例会にしっかり入りまして、福祉 の情報だけでなく、市役所全体の行政の情報をこの定例会で民生委員さんにお伝えしているよ うな状況となっております。

また、民生委員さんからの相談もその担当者が受け付けているという形になっておりますし、 ここの定例会で相談が解決できない場合は、重層的支援体制整備事業のほうにつなぐという仕 組みもつくっているような形となっております。

また、近年、サロン活動等を民生委員さんが頻繁に行っておりますが、9ページをお開きください。湯沢市では、社会福祉協議会が各地区へ「福祉員」を配置しております。民生委員さんをサポートしたり、自分たちの町内会でサロン活動とかを積極的に行っている状況となっております。ちなみに、私も自分の地区の福祉員になっているところでございます。これは今、全地区には置いておりませんが、将来的には全地区に置きたいと考えているところでございます。

10ページ、お開きください。今後、ICTを活用した民生委員活動の支援ということで、タブレットの配布。また、どうしてもICTの活用に不慣れな民生委員さんもございますので、そのサポートの実施。また、民生委員活動に対する一連のアプリケーションを国のほうから御提示していただきたいと考えているところでございます。

また、今後、民生委員の研修等の強化についても要望するものでございます。

湯沢市からの意見陳述は以上でございます。ありがとうございました。

〇中島座長 佐藤構成員、ありがとうございました。

湯沢市の佐藤構成員からは、選任の基準あるいは民生委員推薦会の推薦基準をしっかりと定めた上で適切な方を選べるということであれば、居住要件を緩和ということも可能性としてあるのではないかという前提の中、チームでの取組やブロックでの取組、ICT化等々の様々な御提

案をいただいたということになります。ありがとうございました。

続きまして、東京・港区の重富構成員からお話をお願いいたします。

〇重富構成員 提案自治体の港区です。よろしくお願いします。

前回、6月28日は、地方分権改革に関する提案書を説明させていただいたところです。その際、要件緩和に当たっては、地域の実情に応じた事例を積み上げて丁寧に議論していくことが大切だということを申し添えさせていただいたところです。今回、改めて資料を提出しまして補足をさせていただきます。

提出資料4を御覧ください。

まず、2ページ目になりますが、港区が考える居住要件緩和の具体的なケースを記述しております。

例1としまして、3年間の任期途中で近接自治体に転居せざるを得ないケースを挙げております。活動の拠点が引き続き港区にあって、港区内において人間関係等が維持されている場合、 少なくとも残りの任期は港区の民生委員として全うできるようにするものです。

例2は、地域に根づいた在勤者です。今回の資料でも在勤者という表現を用いておりますが、 重要なのは、その前にある「地域に根づいた」という部分です。イメージするのは、いわゆるオ フィスワーカーではなく、地元に精通した商店主などです。

例1にせよ、例2にせよ、100%の民生委員活動は難しいかもしれませんが、欠員となっている地域に住む住民の立場に立って考えた場合、ゼロよりは50のほうがよい、私はそう考えております。いずれにせよ、資料上部の点線囲みに記載したとおり、まずは、地域の実情に応じて段階的・限定的に実施しまして、様々な事例・実績を積み重ねていく必要があると考えております。

次のスライド、3ページ目を御覧ください。居住要件緩和が実現した場合であっても、各都道府県や区市町村が地域の実情に応じて適用するか否かを判断することを想定しております。そして、民生委員として適当か、ふさわしいかどうかという点につきましては、町会・自治会等の地域に受け入れられている方、推薦会の納得が得られる方である必要があり、ハードルは相当高くて、それはよいと思います。民生児童委員協議会の理解を得た上で、慎重に推薦手続を進めていくことになります。

次のスライド、4ページ目になります。こちらでは、担い手の確保策としまして、先月から開始しました公用スマートフォンの支給を御紹介させていただきます。

電話番号等の個人情報を公開することの懸念や通信費等の負担を解消し、会議資料などをスマートフォン上で共有・閲覧できる環境を整えることは、民生委員になろうとする方の心理的なハードルを下げる効果がありますし、今後、デジタルに抵抗感のない世代に民生委員を担っていただくことを見据えますと、こうした便利な機器を活用することは有効であると考えております。

最後に、港区民生委員・児童委員からの御意見を2点紹介させていただきます。

区が提案した居住要件緩和に対しては、港区の民生委員の皆様からも様々な意見を頂戴しておりますが、都市部において民生委員制度をどう持続可能なものとしていくか、真剣に考え、率直に意見を交わす機会にもなっております。

スライドの5ページ目、就業者割合の増加に伴う対応についてです。現在の就業状況から、在

住の民生委員であっても、民生委員としての役割を100%発揮することは難しい、これが港区の 民生委員制度の実態、現在地となっております。居住要件緩和への懸念として、在勤者が民生委 員としての役割を全うできるのかどうかという意見がありますが、在住であっても、在勤であっ ても、民生委員としての役割を全うすることが困難な状況にある、そうした課題認識に立って、 民生委員の働き方改革、業務の取捨選択を進めるべきだという御意見は、区としても強く賛同す るところです。

最後のスライド、6ページ目です。居住要件緩和の議論では、どこに居住している人ならよいのかという距離・時間に関する議論は当然避けて通れないと考えておりますが、地形や交通事情が大きく異なる中では、全国一律ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定することが望ましいという意見です。移動に際して、区境を意識することの少ない都心、距離と時間におけるハンデはほとんど感じないというのは、区も民生委員も共通して思うところです。

提案資料の説明は以上になります。居住要件の緩和は、欠員状態にある地域の住民に少しでも 安心を届けたいという思いから提案したものです。100年以上続く制度の中に新しい担い手の力 を、無理のない範囲で少しずつでも取り入れていくこと、多様性を広げていくことは、民生委員 制度の持続可能性を高めて、地域福祉の向上にもつながっていく、港区としては、そう信じてお ります。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。重富構成員、御報告いただきました。まさに地域に根づいた在勤者、そういう方という形で、段階的・限定的に進めていってはどうかということ。それから、担い手確保策として、今、就業年齢、高齢者の方も仕事をするようになってくる中での難しさという形のお話をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、富山県高岡市の関原構成員、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。 〇関原構成員 富山県高岡市の関原です。よろしくお願いいたします。

では、居住要件の緩和について、説明させていただきます。

2ページを御覧ください。居住要件を緩和する場合に必要となる条件や考慮すべき点につきましては、対象とする市町村については、民生委員の定数を満たすことができていない市町村で、 欠員期間中における特例措置として扱ってはどうかと考えております。

条件や考慮する点などにつきましては、居住歴、訪問頻度、職種などは、地域の実情に応じ、 ルールを決めて一律・機械的に判断することは難しいため、市町村が個別に判断するということ でどうかと思っております。

ただし、申請を認めるべきかどうか、市町村が判断するときの基準や解釈を国または都道府県 として明示する方法を考えてはどうかと考えております。

例えば、事業者はできる限り社会福祉法人や非営利団体とする。民生委員の地位を利用して行う営利活動は禁止する。ただし、地位利用の判断は非常に難しく、住民の誤解を受けやすいところがあるため、事業者はできる限り社会福祉法人や非営利団体とすることが適当と考えているところでございます。

続きまして、就業と民生委員活動の両立支援の事業について、高岡市における担い手確保策について説明いたします。

4ページを御覧ください。高岡市の民生委員・児童委員の協議会では、従前から民生委員の定員を確保できている状況ではございましたが、平均年齢は微増の傾向にございました。地区からは、成り手の確保が困難な状況にあるという意見を受けておりました。若い世代に委員となっていただき、次代の中心的役割を担っていただくためにも、民生委員が働きながら活動できる環境整備が喫緊の課題でございました。

そのような背景から、まず、令和3年に市の民児協から市へ、就業と民生委員活動の両立支援について意見具申が行われました。民生委員を長く続け、次代の中心的な役割を担うことが期待される40代、50代の民生委員。、加えて、就労中の委員が活動しやすい環境づくりの確保のため、就業と民生委員活動が両立しやすく、また、その活動を就業先の企業、社会福祉法人などが率先して支援できる環境整備が図られるよう、民生委員の活動支援や成り手確保策について意見がございました。

その意見具申を経まして、令和4年の一斉改選に当たり、市の民児協と市の連携で取り組んだのが、就業先事業所宛て、民生委員・児童委員活動に対する支援・協力依頼文の発行でございます。民生委員の就業先である事業所宛てに、市民児協会長と市長の連名で、民生委員活動に対する協力依頼文を発行し、両立への配慮を求めたものであり、実際に事業所へ送付した文書が資料1でございます。民生委員がこの協力依頼文書の発行を希望する場合は、資料2の申請書に必要事項を記入していただき、地区の民生委員児童委員協議会長、または市役所まで提出をしていただきます。

なお、依頼文書の送付方法は、御本人から就業先に提出していただく民生委員本人経由の方法と、市から就業先に郵送する方法の2つから選択することができます。取組の案内は令和4年10月から行い、申請書を取りまとめた上で、最初の依頼文書を令和4年12月1日の委嘱日に合わせて発送いたしました。委嘱日以降は、申請書を受け付けてから1週間ほどで依頼文を発行することとしております。

5ページを御覧ください。事業所への依頼に先立ちまして、本民児協会長と市福祉保健部長が、 市所在の経済団体である高岡商工会議所と高岡市商工会を訪問し、取組についての理解を求め るとともに、会員への周知・協力などを依頼いたしました。実際にお渡しした文書が資料3にな ります。

6ページから9ページを御覧ください。これは訪問の際の様子を写した写真でございます。

10ページから12ページを御覧ください。当日の様子は、次の日の新聞3紙で掲載いただいております。

13ページをお願いいたします。面会の際、高岡商工会議所会頭の塩谷様からは、会員企業に民生委員が在籍する場合は、必要に応じ、会員企業へ会長名での依頼文書を発行することも可能であること。、高岡市商工会の会長の上田様からは、市内の各支部と依頼文を共有し、具体的な支援策を検討したい旨のお話を頂戴したところでございます。

14ページを御覧ください。取組の経過といたしましては、委嘱者383名のうち27名から協力依頼文書発行の希望がありました。その27名の就業先事業所の代表者宛てに依頼文を発送いたしました。令和4年12月1日の委嘱日に併せて協力依頼文書発行の希望があった民生委員20名、及び依頼文書を送付した事業所のうち、アンケートの実施が可能であった8事業所へアンケート

を依頼いたしました。うち16名の民生委員及び4つの事業所から回答をいただいております。

取組の満足度といたしまして「非常に不満」が1名、「やや不満」が3名、「普通」が6名、「やや満足」が4名、「非常に満足」が2名という結果となりました。満足度の高かった民生委員からは「就業先に文書の送付があったため、自身が民生委員活動をしていることを納得してもらいやすく、助かった」などといった感想を受けており、日中の研修への参加につながるなど、民生委員活動のしやすさに一定の効果があったと見ております。

反対に満足度の低かった民生委員からは「時間が取れない」「仕事を休んでの研修は、職場に申し訳ない気持ちが大きい」といった、民生委員活動への時間的な負担や精神的な負担に係る御意見や、「仕事を休まなければならないときは、職場に案内してほしい」「事業所に対して、もっと強くお願いしてほしい」といった、取組の改善に関わる御意見をいただいておりまして、民生委員の負担軽減策の推進を含めた両立支援策の継続と改善の必要性を改めて認識したところでございます。

一方、事業所からは、民生委員活動の重要性を認識できたなどといったお言葉をいただくとと もに、在籍している民生委員からの民生委員活動に関わる休暇等の申請に対して承認をいただ くなど、民生委員活動に対する理解の促進に一定の効果があったと考えております。

今後も就労している民生児童委員が活動しやすいよう、現在の取組を継続するとともに、就労 している民生児童委員の声を聞きながら、民生児童委員活動をしやすい体制づくりに努めてい きたいと考えております。

富山県高岡市からは以上でございます。

〇中島座長 関原構成員、ありがとうございました。これから民生委員が仕事をしながらどうやって活動していくか、大変重要なテーマでございます。また、内閣府の高齢社会白書によると、65歳以上の高齢者の過半数が仕事をしているということがデータで出ております。先ほどの小林構成員の都民連の資料では、53%の民生委員さんが仕事をしているということもございました。これも1つの議論のテーマになるかと思います。ありがとうございました。

続きまして、北九州市の田津構成員から御発表をお願いいたします。

〇田津構成員 北九州市、田津でございます。よろしくお願いします。

では、2ページ、お願いします。こちらは北九州市の充足率の状況になっております。平成19年12月の99.1%から、令和4年12月は94.9%ということで、充足率は減少傾向にございます。ほかの自治体さんと同じように、担い手確保のために居住要件、それから年齢要件の緩和について検討が必要な状況にあります。

次のページ、お願いします。北九州市の特徴といたしましては、公共交通網が非常に充実しておりまして、平日もそうですけれども、休日も市内外からの人の往来が非常に多い地域だというふうな事情がございます。

次のページ、お願いします。居住要件の緩和について、北九州市の見解をまとめさせていただいております。民生委員は地区が選任するものですので、居住要件が足かせになるのであれば、選任しやすいように見直したほうがいいのではないかというのが我々の見解です。ただし、居住要件を定めてきた趣旨というのは非常に大事だと考えておりますので、この辺りは今後も考え方を継続、引き継ぐ必要があるのではないかと考えております。

次のページ、お願いします。民生委員法第6条につきましては、市議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者というところで、特に我々としましては後半の部分、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者、ここが非常に大事なのではないかと考えております。

次のページ、お願いします。法第6条の趣旨です。民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことになりますので、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な条件としているというところが、この6条の趣旨になります。先ほどから自治体さんのほうがおっしゃっているとおり、一番最後のところ、地域の住民の生活の実情に通じている、ここが一番大事なところかなと考えておりまして、そこの考え方は共通するところであります。

次のページ、お願いします。ここの説明は省略させていただきます。民生委員さんの職務、6つ掲げられているところです。

次のページ、お願いします。大事なことは、まず1つが、この前のページにありました1~6に掲げる職務を行える者であることであります。もう一点が、先ほどから言っていますが、地域住民の生活の実情に通じている者であるということ。この2点が非常に重要じゃないかと考えております。

次のページ、お願いします。そもそもというところで4点掲げておりますけれども、まず1つ、 居住している人が地域の実情に通じているというところですけれども、これは必ずしも言い切れない部分があるのかなと考えております。

2つ目、選任方法、都市構造、地理的条件というのは、地域によって事情が異なります。

3つ目、居住要件を緩和したとしても、緩和した要件を採用するかどうかというのは、地域が 選択できるものと考えております。

4つ目、時代が変わると、住んでいる地域の実態も変わってきます。今後も人口減少に伴い、 地域の実情というのは大きく変わってくる可能性がございます。要件について柔軟に考える必 要があるのではないかと考えております。

次のページ、お願いします。前回の第1回目でもちょっと説明させていただきましたけれども、八幡西区の黒崎商店街の事例を挙げさせていただいております。黒崎商店街というところは、1901年に八幡製鉄所が創業開始して発展してきた場所柄、創業100年以上の老舗があるなど、地元で長く愛されている専門店が多いような地域になっております。

この黒崎商店街で長年店舗を経営して、地域の実情に精通している方がいらっしゃるのですが、この方が民生委員さんとして、今度、適任ではないかということで考えているのですけれども、現在はその区域外に居住しているというような状況になっております。

次のページ、お願いします。こういった、仮に適任の方がいたとしても、法第6条の居住要件 を満たしていない。ここの部分に該当していないというところでもって、推薦することができな いというような状況にありますので、居住要件を緩和することで、今回、候補者の幅(選択肢) が広がるのではないかと考えております。

次のページ、お願いします。我々も民生委員さんにいろいろな意見を聞きました。

上2つは賛成的な意見だったと思います。長年就労で地域を把握している場合は就任してい

いのではないかとか、地域住民が気軽に相談できる場合は就任していいのではないかといった 意見がございました。

その一方で、信頼関係が大事なため、地域に住んでいることが重要。認めるべきではないというような意見もございました。

次のページ、お願いします。いろいろな意見があることは想定内でありました。

そういった意見も踏まえて、まとめといたしましては、居住要件は法で一律的な扱いとするのではなくて、地域の実情に応じて選任できるよう緩和することが望ましいのではないかという点。

もう一点は、法第6条の趣旨は、今後も適任者が選任されるように継続していく必要があると 思っています。ですので、国から改めて通知等をお願いしたいと考えております。

最後の資料をお願いします。参考資料といたしまして、校区社協が実施しております福祉協力員の資料をつけております。活動の内容としましては、民生委員さんと連携いたしまして地域の見守り等をしている福祉協力員さん、6300人近くおります。中には、そんなにたくさんいるわけではございませんが、自分が住んでいる地区以外の方もいまして、活動のほうには支障のないような形で現在も活動しているような状況になっております。

いずれにいたしましても、民生委員さんにつきましては、地域の実情に応じて、活動しやすいようなというところでの要件緩和を我々としては期待しているところでございます。

以上でございます。

〇中島座長 ありがとうございました。北九州市の田津構成員からは、民生委員法の第6条の趣旨は大事にして、法改正というよりも、国から改めて通知を出していただくという形で対応してはどうかというような御提案かと思いました。ありがとうございました。

続いて、大阪府の谷岡構成員からお願いいたします。

〇谷岡構成員 大阪府地域福祉課の谷岡です。行政関係者の最後ということで、皆様方と重複の 意見のところとかあると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、1ページ、お願いします。大阪府の状況について少し御説明いたします。 大阪府では、政令市を除く民児協で府民児協連を組織しております。令和2年度、府民児協連 で民生委員・児童委員、約7800名を対象にアンケートを実施しております。こちらの中で、平均 年齢は66.1歳、在任期間は2.8期、就業しているのは約4割。担当地域の世帯数については、平均296世帯となっております。

次、お願いします。上の表ですが、大阪府内全体では、昨年12月現在ですが、区域担当と主任、合わせて定数が約1万3800、委嘱数は約1万2800、委嘱率は92.4%となっています。うち、大阪府というところですが、大阪府が推薦させていただいている政令・中核を除く34市町村分となっていまして、定数約4600、委嘱数4200、委嘱率92.3%となっています。

下のグラフでございますが、一斉改選ごとに委嘱率が低下しておりまして、前回89.6%ということで、初めて90%を割り込んでおります。

右、委員の推薦方法についてですが、委員や行政というところもあるのですが、自治会の推薦が5割弱となっています。

下の委員の候補者選出の難易度ですが、自治会の状況により、候補者の選出や委員活動への影

響を尋ねたところ、半数が影響はあるというような回答となっております。

次、お願いします。居住要件につきましてです。担い手確保に課題を感じている中、選択肢の 一つとして考えられないかと考えております。

下に支障事例を3つ記載しておりますけれども、現職民生委員がその後も地域との関わりがあった事例、適任と思われる方に住民票がなかったといった事例を確認しております。

一方、専門職から、住民と同じ地域に暮らしていることの感謝の声も多く、上のオレンジの囲みの2つ目になりますけれども、地域住民の身近な相談相手という民生委員活動の趣旨を厳格に、これを大前提に、居住の民生委員と遜色のない活動ができるか、そもそも緩和を適用するかを、地域の実情に応じ、運用する必要があると考えております。

次からは、府が関与できていないというところで、市町村にアンケートを行っております。急遽、行いまして、全ての市町村からの回答はかなわなかったのですけれども、こちらの結果を御紹介させていただきます。

仮に居住要件の緩和を実施する場合の適用範囲につきまして、選択肢といたしまして3つ用意しました。1つ目は、全ての市町村。2つ目に、一定の条件を満たした市町村。3つ目に、もっと絞りまして、担当区域が条件を満たす場合ということの3段階にさせてもらいました。1の全てと、2、3の限定する場合ということで、やや1が多かったのですが、おおむね拮抗したような結果かなと捉えております。

なお、枠外に記しましたけれども、実際に市町村外の在住者を推薦するかどうかということについては、推薦会に委ねてはどうかといったような意見もございました。

次、お願いします。次に、条件というところですが、こういった方なら可能性があるのではないかという観点です。現職民生委員が転居した場合で、生活圏に変更がない。自営業で自治会に加入している。地域の実情に精通した行政職員などの退職者が挙げられています。

次、考慮すべき点というところでいきますと、残りの任期のみに限定。重複推薦を避けるルールの設定など。

協力体制といたしましては、相談方法の確保や班体制の構築などが挙げられたところでございます。

次、お願いします。懸念事項ということで、複数挙げられています。

地域との関係づくりや理解。在勤者の場合、活動時間の確保。業務との線引き。個人情報の取扱いや利益相反のリスク。また、他の民生委員への負担などの意見がありました。

以上、申し上げたところでございますけれども、今回の検討会では、地域の自主性を尊重しつつ、ふさわしい方を選ぶプロセス、どうあるべきかということで検討を深められたらなと考えております。

次に、担い手確保・活動環境改善の取組について御紹介させていただきます。

担い手確保につきまして、行政の退職職員への周知を行っております。次に、関係機関との連携で、自治会以外からの推薦に向けまして、社協や福祉施設等との連携。また、幅広い認知度向上に向けて、地下鉄での動画放映などを行っております。

また、長く続けていただけるような取組といたしまして、1期目から2期目の委員に特化した研修、ICTにより、仕事や子育て、介護などの事情を踏まえ、時間や場所にとらわれずに活動い

ただけるように取り組んでいるところでございます。そのほか、市町村独自で協力員制度や、新任委員とOB委員との交流会を実施されているところもあります。

最後のページ、お願いします。その他ということで、制度の充実に向けましてのお願いを3点させていただけたらと思います。

1点目、民生委員の活動や役割分担に関する検討の継続ということで、包括的支援体制を踏まえた役割や負担軽減の検討というのをお願いしたいと思います。市町村からは、負担軽減策を実施せずに選任要件の緩和を進めましても、担い手確保の抜本的解消にならないのではないかといったような意見もあるところでございますので、お願いしたいと思います。

2点目、ICT関連で簡便な活動報告ができるアプリや、情報入手や共有化のプラットフォームなど、各民児協がそれぞれ導入し始めていますけれども、今の間に全国統一的なものができればありがたいと思います。

3点目は、活動費でございます。ICTの機器などの負担もございます。よろしくお願いいたします。

最後に書かせていただいたのは5つの施策提案というものでございまして、冒頭に紹介したアンケートも踏まえまして、行政だけではなくて、民生委員・関係機関も一緒に取り組んでいこうという御提案を府民児協連からいただいております。こういった取組を進めているところでございます。

以上です。ありがとうございました。

〇中島座長 ありがとうございました。大阪府の谷岡構成員からは、今回は民生委員を選ぶプロセスを丁寧に議論してはどうかという御提案。それから、負担軽減策をまず優先して議論すべきではないかという市町村からの声も反映していただいて、様々な御提案をいただいたところでございます。ありがとうございました。

続きまして、和歌山県民児協の西村構成員から御発表をお願いいたします。

〇西村構成員 和歌山県の西村でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、お手元にお配りしている資料と、今から意見を申し述べさせていただきます内容、順番が少し入れ替わるかと思いますが、基本的な考え方は一緒でございますので、お聞きいただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の御提案の要件につきましては、基本的には反対という立場を和歌山県では取らせていただきます。理由につきましては、事前提出資料にも記載させていただいておりますように、同じ地域に居住するという民生委員・児童委員の選任要件と活動基盤の基本は堅持することが、現状において不可欠の条件であり、居住要件は必須であると考えます。担当地区に生活基盤を有しないため、地域に暮らす住民と向き合い、寄り添った基本的活動や地域住民との信頼関係構築に課題があると考えるからであります。

在勤の選任についても、同様の考え方であります。また、居住している民生委員と遜色のない活動が行えると認めるのは、基本的には無理であると考えます。これを求めるのであれば、当該委員には最初からサポート体制が必要であると考えます。ともなれば、地区民児協の負担は増加いたします。ただ、欠員の業務を補完することとの比較においては、大差ないのかとも考えますが。

都市部においては、民生委員・児童委員 1 人が担当地域400世帯を超える取組の負担感、さらにはコミュニティの脆弱化、孤独・孤立、引きこもり、セルフネグレクトなどの深刻な状況にある要支援者に対する訪問活動の負担感などがあり、近年ますます顕在化し、これらの負担軽減への対応が求められているのも現実であります。一方で、過疎地においては高齢化が進み、地域に民生委員を担える人材がいない現実もございます。

よって、選任要件の緩和の議論の前に、民生委員・児童委員の活動環境の改善に基礎自治体が取り組む必要がございます。成り手確保は、国や自治体で対応いただく制度・運用基準の見直しや、活動に当たっての負担軽減策、行政や地域関係者とともに行う広報活動等、環境改善のための課題解決に向けて優先的に検討をお願い申し上げたいと思います。現行制度を基本とした上で、委員が活動しやすい環境整備を、行政が主体となり、民児協も協力して行っていく必要があります。

協力員制度の充実や担当地区を持たない民生委員・児童委員の複数配置、年齢制約。市区町村においては厳格に規制されているところもあります。等の現行選任条件の見直しであります。その中で、今回、御提案の件も総合的に検討を進めていただきたいと考えます。委員の増員、協力員制度の充実については、現行の民生委員・児童委員の定数の充足に苦しんでいる現状において、さらに成り手を見つけられるかどうかの心配もございますが。

今回の問題提起の要件緩和については、都市部の一部地域特性であると思われます。全国的な成り手確保の課題とは、異なる事情があるように思われてなりません。今回の御提案の居住要件を含め、類似するケースについては、安易に住所要件を緩和するのではなく、地域特性に応じた成り手確保のさらなる対応・対策を行政が主体となり行っていく必要があります。成り手確保のために、民生委員の魅力の強化も必要であると考えます。忙しくて大変等のイメージの払拭や、地域のために活動する楽しさの発信強化であります。活動費の増額や年金の支給も検討課題であると思っております。

また、現行の制度全般についても、時代や社会の変化に適合するよう不断の検討を行っていくことが必要でございます。民生委員の業務を本来分野に限定する。行政の調査業務や充て職は全廃していただきたいと考えております。自宅を訪問する事業を行う企業、郵便屋さんや新聞・牛乳配達員さんや電気・ガス・水道等の検針員さんとの連携による委員の負担権限等であります。これは見守りや安否確認の部分であります。

また、来年度の国勢調査の調査員に、民生委員在職者に就任要請するのも一考願いたいと考えます。特に、今後、急激な人口減少や高齢化の進行が進む中で、成り手確保がさらに難しくなることが容易に推測できます。就業年齢の上昇も、さらなる成り手不足の一因になってくるでしょう。現在、一部大企業においては、既に70歳定年への移行を踏み出しております。今後、これらが広がっていくのは高い確率で予想できます。民生委員の兼務が体力的な面からも厳しくなることが予想できます。いずれにせよ、諸課題に先手を打った検討・対応を行っていくことが重要であります。今回の要件緩和等の問題提起は、そのよい機会を与えていただいたと感謝を申し上げておきます。

以上でございます。

〇中島座長 ありがとうございました。和歌山県民児協の西村構成員からは、在勤者が、居住し

ている民生委員さんと同じようなことをするのは無理ではないかというような御発言でございました。今回の御提案は、特定の地域の課題ではないかということ。一方で、年齢ですね。高齢者の方が仕事をするようになっているというところも、成り手確保としての課題という認識もお話しいただいたかと思います。ありがとうございました。

それでは、最後になります。札幌市民児協の向構成員からよろしくお願いいたします。 〇向構成員 札幌の向でございます。よろしくお願いいたします。

札幌の基本的な考え方としましては、居住要件の緩和には反対と思っております。この担い手不足につきましては、全国的な課題であるということは、民生委員や地域の民児協の会長も承知していることでありますので、問題解決に向けた議論は歓迎すべきでございますが、地域で一緒に暮らしているからこそ顔が見える関係、相談しやすい環境が生まれ、地域の一番身近な相談員、民生委員児童委員信条にもうたっております隣人愛の思いが生かされているということからしますと、居住要件の緩和は、民生委員制度の成り立ちとか制度の趣旨に合わないと私は感じております。

提案された港区さんは代表として提案されているということだろうと思いますが、居住要件緩和が担い手不足の解決につながるとの説明が第1回目の検討会でもありましたが、居住要件緩和ありきで、そこに2つほど書かせていただいておりますけれども、仕事と民生委員活動の両立しやすい環境の整備と、地域に居住していないことで生じる緊急時等への対応を行政機関や福祉関係機関との連携の検討などと説明しておりますが、これらの事項につきましては、現在も一日も早く解決しなければならない事項であり、居住要件緩和より先行して問題解決に取り組むことが先決と私は考えております。居住要件緩和が先行されることではないと思っております。特に、夜間・土日祝祭日の緊急時における行政等の対応が十分に期待できるかどうか、大変疑問に感じているところでございます。

一部の自治体の要請で全国一律適用するのはいかがなものかというのに疑問を感じております。「NHK首都圏ネットワーク」で"担い手不足 民生委員"というのが放送されたようです。その中で専門家は「地域の住民に限るという要件を緩和する声が挙がっていること」については「一緒に暮らしている住民がサポートすることは地域福祉の観点からも非常に重要だ。今の運用の中で特例を認めるという検討もあっていいと思う。そうすることで選び方がもっと多様になる」というお話しをしておりました。

私も、この専門家の方向性には共感する部分もありますし、第1回目の検討会で全民児連・高山副会長も申し上げましたように、民生委員制度の成り立ちや制度の趣旨を尊重することが必要と思いますので、現行の民生委員法の関係法令を改める方法でない形で、選任の手続や方法、取組の工夫の全体について、多様な視点から必要に応じた改善に取り組むことが望ましいと考えております。

次ですが、居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点については、どのように考えられるかということもありましたが、私は基本的に今回の居住要件の緩和については賛同しておりません。まず、このたびの緩和要件を議論するに当たり、「在勤者」の解釈が一人歩きしていると思われますので、このたびの検討会における「在勤者」の定義を明確にしていただきたい。先ほどもちらっと出ましたけれども、きちんとした定義を明確にし

ていただきたい。その上で検討が必要ですが、現時点では、遜色ない行動が行えると認められる 条件が実際にあるかどうかについては疑問を感じております。

次、担い手確保対策についてですが、札幌市における担い手確保対策についてです。民生委員・ 児童委員欠員対策のワーキンググループ等の開催を実施しております。内容については、下のほ うに記してあるとおりですが、現職の民生委員・児童委員からの意見を、行政ともども話し合い によって、何かしら担い手不足の解決に当たろうという姿勢でおります。

その次に、札幌市のボランティアセンター主催での「民生委員・児童委員入門講座」の開催。これは令和3年度より、担い手確保対策の一環として、一般市民向けの入門講座を年3回開催しております。講座に参加して活動に関心を持たれている方には、本人の同意を得た上でいろいろな個人的な情報を単位民児協の会長に提供を行っておりまして、実際にこの講座をきっかけに民生委員・児童委員に委嘱された方もいらっしゃいます。全民児連の紙谷副会長も、この講座の講師をしております。

もう一点です。「新規任用から3年目を迎える民生委員・児童委員懇談会」の開催。これは平成26年度より行っております。いわゆる1期だけじゃなくて、2期以降も続けていただくということで、いろいろグループワーク、グループ検討を行って、それを1期のみならず2期、3期とつなげていくというようなことを今、実施しております。今年度も実施する予定になっておりまして、今年に関しましては、単位民児協の会長や事務局への負担が大きくなることが課題です。というのは、今年度の受講者が558名いらっしゃいますので、何とか次の2期目につなげていきたいと思っております。

なお、先ほど言いました業務の見直しについてですが、令和4年度から「民生委員・児童委員の負担感に係るアンケート」を実施しまして、「行政からの依頼事項」のうち、約83%が負担だという答えがありました「生活保護の意見書作成用務」につきまして行政に陳情して、令和5年12月に廃止しております。業務軽減の一端をしたところでございます。

私のほうから以上でございます。

〇中島座長 ありがとうございました。札幌市民児協の向構成員からは、現行制度の中で、改めて成り手不足についての議論をすべきではないかということで報告を様々いただいたかと思います。具体的な札幌市の取組もいろいろ御発表いただきました。ありがとうございました。

皆様の御協力で時間どおり進んでおります。本当にありがとうございます。

それでは、貴重な御意見ありがとうございました。ここからは皆様のプレゼンテーションに対する御質問や御意見などについて御発言をいただきたいと思います。会場で御参加の構成員は挙手、オンラインで御参加の構成員は「参加」ボタンから「手を挙げる」ボタンを押していただき、お知らせいただきたいと思います。私のほうから順に指名させていただきます。それでは、いかがでしょうか。御発言のある方、挙手をお願いいたします。

では、長田構成員からお願いいたします。

〇長田構成員 これも皆さん方、御承知のとおり、民生委員の歴史というのは100年以上続いている、世界に類のない制度であります。いつもそうなのですが、令和4年12月の改選時には93.7%でしたが、一斉改選時は一時的に充足率が下がり、その後毎年委員が補充されていく傾向で、現在の充足率はかなり高まっているような気がいたします。保護司会とか他の団体と比較しても、

まずまずじゃないかなと思っております。また、今後は選任要件緩和ではなく、行政の責任において、早期にあらゆる団体に働きかけて、地域ぐるみで選任対応をすることが必要不可欠ではないかなと思っております。

また、私たちも厚生労働大臣から委嘱されており、誇りと使命感を源泉に、その活動を充実・ 発展させていく決意でありますので、この緩和要件のための法改正をしない何らかの方策を検 討いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。

では、いかがでしょうか。居住要件について法改正以外の方法で何とかできないかというよう な御提案をいただいたかと思います。行政の働きかけに期待したいということでした。いかがで しょうか。

それでは、先ほど構成員の方で御発表いただいた方ではない方ということで、髙山構成員、いかがでしょうか。もし御意見ございましたらお願いいたします。

〇髙山構成員 ありがとうございます。

私は勤めているときに民生委員になりました。その時代は、まだこうした議論などは何もなく、 2代前の町内会長からずっと頼まれていいたのですが、勤めているからと、かなりお断りしたの ですけれども、ぜひと言われてお受けしました。法務局に特殊な勤務で勤めておりましたが、有 給休暇もありました。ですので、民生委員活動をするときは有給休暇を使って、私、局長にお願 いして休んで定例会に参加する等の活動をしていました。定例会等ですね。今、振り返ってみま すと、少し気兼ねしておりました。

今の民生委員で、お勤めの人も結構おられます。公務員は少し別ですが、一般の会社に勤めている民生委員については、事業所に対して税の優遇措置を設けるなど、何か会社にメリットが必要です。会社はその人が必要だから給料を払って雇っているわけですので、単に「ボランティアです」と休まれると会社は困ることになるわけです。その辺のところを国は考える必要があると思います。

それから、本人に対してはボランティア休暇を付与することも考えていく必要があると思います。自分の有給休暇を使ってボランティアをしていると、自分自身のための休暇は全然取れないわけですから、そういった改善も必要だと思います。

今、長田構成員が申されましたが、私も同感なのですけれども、今のままのこういう状況で、選任要件の緩和を行うと大混乱になると思います。民生委員というのは、そもそもドイツで当時の岡山県知事の笠井信一さんが勉強されたのですが、現在、ドイツにはこの民生委員制度らしきものはありません。それが、日本には民生委員制度が100年以上も残っているということには、とても重い意味があると思います。続いたのはなぜかというと日本人の人間性にあります。相手を思う心。そして、助け合いの心があったから100年以上続いているわけです。だから、それを大切にしてこれからも維持していかないと、原点を誤るとちょっと大変なことになると私は思っています。

だから、その地域に長年住んで、先日も私の町内で夏祭りをしましたけれども、一緒に汗をかいて、皆さんといろいろなお話しをしながら、諸行事を長年、共に歩んできた仲間という意識の

中に、あの人ならという信頼、安心関係ができていると思います。だからこそ、100年以上、日本でこの制度が残っているゆえんだと思っています。

しかし、その間、日本の形態が大きく変わって、大家族中心であったものが核家族中心に変わり、地方から大都市圏へ若者が出ていく生活スタイルができてしまいました。では、そういった環境で、今後、少子化が進み超高齢社会になってしまった地域をどう守って維持していけばよいか。

私は、現職の委員として、現場の問題として、私のところでは社協と共有して福祉台帳をつくっておりますけれども、緊急連絡先を最小限1人、この方に何かあったときにはここへ連絡するという福祉台帳をつくっております。ところが、急病で意識不明となり、緊急搬送の必要が生じた際、同居人の同乗が難しい場合に、

福祉台帳にある連絡先に連絡しても誰ともつながらないようなことがあります。

一分一秒を争う状況ですので、仕方なく民生委員として救急車に同乗せざるを得ない場合もありました。地域に根差している民生委員というのは、長い長い付き合いの中で生まれてくるものであると私は思っておりますので、そのことも含めて、皆さんと本当にいろいろな御意見を出し合って、いいものができたらと、すばらしいものをつくれたらと思っております。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。本当に地域に根差した民生委員活動を大事にしていく というところでの御発言をいただいたかと思います。ありがとうございました。

皆様、いかがでしょうか。もちろん、御発表いただいた構成員の方も、どうぞ挙手いただいて 構いませんので、いかがでしょうか。

谷岡構成員、どうぞ。

〇谷岡構成員 大阪府の谷岡です。ありがとうございます。

もちろんいろいろなことを検討していく、まず足元を検討していくというのもすごく大事だと思いますが、港区の重富構成員がおっしゃっていただいたように、最後に推薦会といいますか、地域でどういった方がいいか、どういう方を推薦していただけるかというところに委ねていけるような形、地域が認めるような方に門戸を広げるというのも1つの考え方かなと思うのですけれども、こういうことに関してはいかがお考えかといったところ、もしもよろしければ教えていただけたらと思います。

〇中島座長 それは、重富構成員に伺うというところですか。

〇谷岡構成員 自治体の構成員の方とは、多分同じ考えで、地域の方が認めるということが一番 大事と思うのです。そこを現役の民生委員の皆様方はどういうふうにお感じになられるかとい ったところをお願いいたします。

〇中島座長 民生委員推薦会に委ねていくといいますか、そこにかなり自由度を持たせてというところでしょうか。このようなことについて、民生委員の皆さん、いかがでしょうか。オンラインの皆さんを含めて、御意見、御発言のある方、いかがでしょうか。

では、小林構成員、どうぞお願いします。

〇小林構成員 前回も話をしましたけれども、民生委員推薦会は、今日も発表いたしましたけれ ども、今の構成のメンバーでは限界を迎えている。前回もありましたけれども、町会・自治会の 推薦でほぼ推薦会というのはされていますけれども、今、町会・自治会自体が会員不足、役員の高齢化、役員にならないといったことや、いろいろ問題を抱えていますので、その中で推薦会、 民生委員を選ぶということは、ちょっと厳しくなってきているのではないかというのは考えています。

では、その推薦会の問題をどういうふうに解決するのかというのは、それは私たち民生委員・児童委員の問題ではなくて、これは行政の問題だと思います。行政がどういう在り方を考えているのか、民生委員・児童委員をどのように考えているかによって、推薦会の持ち方というのは変わってくるのではないかと思っています。私も、もちろん民生委員推薦会の構成メンバーの1人にはなっていますけれども、そこでいろいろ意見は言うのですけれども、最終的には行政の判断になってくるのかなという感じがいたします。というのは、構成メンバーというのは行政のほうで選んでいますので、そういったところもありますので、行政は民生委員・児童委員というのはどういうものかということをもっと真剣に考えてもらいたいと思います。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。現在の民生委員推薦会では限界があるのではないか。町内会・自治会中心にどうしてもなってしまっているので、その会員数の割合の減少とか。それから、構成員メンバーは行政が選んでいるので、行政のほうにそういった工夫をしてもらいたいというような御発言だったと思います。

他にはいかがでしょうか。では、谷岡構成員、お願いします。

〇谷岡構成員 ありがとうございます。

行政も一緒に自治会にお願いしている例はもちろんありますし、推薦母体を拡大するというところで、福祉施設であったり、集合住宅の管理人室に飛び込みで行ったりというような事例も聞いております。いろいろなところに幅を広げていくことは非常に重要ですし、小林構成員の御指摘はごもっともと思います。こういった中で、仮に居住要件が引っかかるような方が出てきた場合、どうしても超えられないところが実際あるかと思うのですけれども、あるいは、推薦会でもこういった方がいいのではということがあるかと思うのですが、こういった場合どうしていったらいいのかなというところでございますが、いかがでしょうか。

〇中島座長 先ほど来、例えば商店街でずっと活動されていた商店の方が、この人がいいのではないかと出してみたら、実は住所が隣の自治体だったということですね。このようなことでよろしかったでしょうか。この場合、いかがでしょうか。皆さん、どなたでも結構ですけれども、これまで推薦会でもそのようなことがありましたでしょうか。

それでは、湯沢市の佐藤構成員、お願いいたします。

〇佐藤構成員 すみません、先ほど私、湯沢市の実際の例でお示しさせていただいたのですが、 推薦会で候補者を判断するというのは、今の委員構成ではなかなか難しいと思うのです。先ほど 説明したとおり、各地域で推薦準備会ということで、例えばPTAの会長さんだったり、その地域 の商店街の人だったり、誰でもいいという訳ではございませんが、地域の実情に詳しい方の推薦 状を推薦会に上げる仕組みという部分に対しては、各自治体で構築することは難しいのかなと いうことを考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇中島座長 ありがとうございました。いわゆる市全体の民生委員推薦会では、この人が適切か

どうかということの判断はなかなか難しいので、実際は推薦準備会で検討して、そして推薦会に上げてくるわけですね。その前の段階の推薦準備会のところがしっかりしないと人は選べないのではないかというような実態、実務的なところでお話しをいただきました。いかがでしょうか。では、小林構成員、どうぞ。

〇小林構成員 推薦準備会で座長をしておりますけれども、東京都は今回、年齢要件が変わりまして、75歳を過ぎて民生委員をやりたいとなった場合には、推薦準備会等々でどうしてもこの人でなければ駄目だということを話し合ってくれということが決められているのですけれども、そもそも推薦準備会がない地区が多いのです。東京23区の10地区ぐらいはあるのですけれども、推薦準備会がないところも結構あるのですね。

そういったところはどうやって民生委員を選んでいるのかとなると、結局、民生委員が後任を 自分自身で探してくることになる。自分自身で探してきて、それで推薦会に上げる。見つかりま せんと言うと、あなた、何年、民生委員をやっているのですか。二十何年もやっていて、それで 後任の1人も2人も探せないのですかと逆に言われてしまうといった話も聞いております。そ ういった推薦準備会がないところもあるというところも検討していただきたいと思います。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。これもまさに実態で、おっしゃるとおりでございまして、 推薦準備会がない自治体もある。となると、民生委員の方に後任を探してきてほしいというお願 いをしている自治体もあるだろうということでの御発言でした。ありがとうございました。これ も1つ、民生委員の皆さんの負担になっていますね。これは今までのいろいろな調査でも明らか になっております。

いかがでしょうか。髙山構成員、うなずいておられましたが、いかがでしょうか。

〇髙山構成員 本当に難しい問題ですけれども、これだけたくさんの人が時間を費やして議論 しているわけですから、いい方向性を出さないといけません。

今、議論に出ている推薦会の在り方について私は、町内会長だけに委ねる方法は、もう限界に来ていると思っています。と言いますのが、町内会長は、昔は地域の重鎮的な方が町内に何十年もつとめておられたのですが最近は輪番が多いです。民生委員もそうですが、期の浅い町内会長が増えてきていますので、地域を網羅しているかどうか疑問です。

これは厚生労働省へのお願いですが、民生委員がいなくなったら一番困るのは行政と社協です。民生委員が絶対必要なのだという意識を持っていただいて真剣に探していただく。そういったことが重要な時代になったのだろうと思います。地域に全て投げて、そこへ委ねるだけということではもう無理かと私は思っています。

〇中島座長 ありがとうございました。地域で民生委員を選ぶとなると、町内会長・自治会長の意見は無視できないわけですね。ですから、今まで大事にしてきた。だけれども、町内会・自治会の組織率は、加入率はどれぐらいなのだというと、4割、3割、2割となってきているのが東京の状況です。重富構成員、どうでしょう。港区も町内会の加入率、かなり厳しいですね。

○重富構成員 前回のプレゼンテーションでも言及させていただきましたが、マンションで自 治会をつくっているところは1割に満たないという状況があります。マンション単位で町会・自 治会に加入しているのも5割に満たない。それが港区、都心のタワーマンションが林立するリア ルな現状になっております。そういった住民の方々というのは、民生委員って何ですか、町会・ 自治会って何ですかといったところから始まる。それを求めてマンションにお住まいの方はた くさんいらっしゃる。匿名性ということですね。近所付き合い、私は結構ですといった方が非常 に多い。そういった中で民生委員を探すというのは、本当に容易でないというのが都心の現状に なっています。

先ほど推薦会のお話がありましたが、港区は推薦準備会がありませんので、町会・自治会からの推薦ということが基本になっています。ただ、その一方で、町会・自治会の推薦に至る過程の中で、もちろん民生委員さんもそうですし、PTAだったり、社会福祉協議会だったり、シルバー人材センターであったり、青少年委員であったり、そういったところから候補者を出していただいて、手続上、町会・自治会から推薦をいただいて推薦会で推薦を決定する。それがスタンダードな流れになっています。

こういったケースも考えられるのではないかなと思っているのは、町会長、自治会長、あるいは青少年委員とか商店会とか、いろいろなところからの推薦を得て、町会・自治会のお眼鏡にもかなう方が在勤者だというケースは、私はあると思います。それだけコミュニティに溶け込んで活動してきたという実績のある方、顔も知れている方、信頼もある方、地域の実情に非常に詳しい方、そういった方が町会・自治会を通じて推薦会に上がってきたときに、そこはノーなのですかというところは真剣に考える必要があります。

そこに推薦会、福祉関係者、区議会議員、学識経験者、行政職員など、我々としては第三者的な視点も期待して構成している会になりますが、そこで町会・自治会がこの在勤者がいいと言ったときに、第三者的な視点でゴーサインを出すのであれば、それは認めてもいいのではないかというのが港区の考えです。1割の欠員について、在勤者の方を募集しますという埋め方をするつもりはありません。本当に困っている1割について、そうした地域に溶け込んでいる在勤者がもしいるのであれば、その方だけでも認められないか、あるいは、転居して港区民ではなくなったけれども、民生委員を続けたいといった方がいるのであれば、そこも認めてあげるのがいいのではないか。そういった思いで提案させていただいております。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございます。今回の構成員の皆さんの御発表も共通しているのは、みんな地域に根差した方を選ぶということです。ここは全く変わっていないのですね。皆さん、共通しているということです。ただ、成り手がなかなかいない。ここもまた皆さん、共通しているところなので、どうやっていったらいいかというところで、今、民生委員推薦会と推薦準備会の議論が出てきたということでございます。

北九州の田津構成員、いかがでしょうか。北九州市も大きな自治体ですから、御苦労されているのではないかと思うのですけれどもね。

〇田津構成員 港区さんがおっしゃるところと全く同感といいますか、我々も多くの地区でこういった要件緩和を求めているということでは決してないのです。一部の地区で欠員というか、 先ほども言いましたけれども、もともと住んでいたところから転居したがために、今、居住要件 に該当しないという方が出ていまして、その方が従来どおり居住していれば何の問題もなかっ たのでしょうけれども、ほかの地区にお住まいがあるというところでの選任ができないといっ た事例もあるわけで、何とかそういった事情がある地区を救ってあげられないだろうかという のが、ちょっと思いとしてはあります。

この居住要件について全国一律的な考えでいく、それが本当にできるのであれば、それはそれで私としてはいいのかなと思いますけれども、これだけ日本の社会が大きく変わってきている中で、民生委員さんの歴史も、日々、民生委員さんの活動を見ていく中で、本当に一生懸命されているところ、我々も本当に頭の下がる思いで見ております。ですので、大きく変わっている中で、制度そのものも少し緩和していくような方向で、もう考えないといけないときに来ているのではないかなと考えております。

根本的なところは、私、変えろとは全然思っていないです。年齢要件は大分緩和されているところがありますけれども、居住要件もそろそろ一部の地区では緩和しても、その地区がちゃんと認めた人であれば選任してもいいのではないかという考えでおります。そういったことを、こういった機会もいただいていますので、いろいろな御意見はありますけれども、皆さんと意見を交わしていきたい。我々の地域も緩和した条件で選任できるような形にしてあげたいなと考えております。

すみません、以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。民生委員の方を探す御苦労がにじみ出るような発言がありました。地域に根差した方を選びたいのだという思いは、皆さん共通しているところなのだろうと思います。ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。こういったところ、少し大事に議論してほしいとか、幾つか皆様の 資料の中にもあったと思いますが、いかがでしょうか。

1つ大事なところは、これからお仕事をしながら民生委員活動をするということがとても大事になってくると思います。高岡市の実践はとても魅力的ですね。このように会社に対して文書を出していただくということがあったわけですけれども、関原構成員、大分好評なように御発表から感じたのですけれども、こういったことをやることで民生委員が活動しやすくなるということがあるのでしょうか。もう少しお話いただいてもいいですか。

〇関原構成員 高岡市でございます。

先ほどの資料14ページになりますが、アンケートを実施した結果の中では、取組の満足度としては「非常に不満」の方が1名、「やや不満」が3名、「普通」が6名、「やや満足」が4名、「非常に満足」が2名という結果で、それぞれの御意見があったところでございます。

また、その中でも、就業先に文書の送付があったため、自身が民生委員活動をしていることを納得してもらいやすく、助かったという意見もあった中で、仕事を休んでの研修は職場に申し訳ない気持ちが大きいという意見があったものですから、先ほど言われたような休暇制度等があったらいいという思いは持っています。

ただ、うちは市長名と民児協の会長名で出しているので、それ以上の強い意思表示をしてほしいという御意見もいただいているのですけれども、これ以上、どういうふうな取組があれば皆さんの声に応えられるのかなというのは非常に悩んでいるところでございます。

以上でございます。

〇中島座長 ありがとうございました。これから民生委員の担い手確保ということを考えてい

くときに、仕事をしながら民生委員活動ができるかどうかというのが非常に重要になってくる と思っています。すぐ在勤者どうこうという議論に行くかどうかは別にして、この仕事をしなが ら民生委員活動を行うというのは1つ大きなテーマになってくるかなというところは感じてい まして、高岡市の実践、とても魅力的かなと思います。

よろしいでしょうか。

もう一つ、今日、よく議論になったのは、負担軽減策が先じゃないかという議論が1つありました。この民生委員の皆さんの負担軽減というところで言うと、何が一番大事なテーマになってくるでしょうか。ここは長田構成員に聞いたほうがよろしいですか。負担軽減というところがよくありますね。いろいろなことが民生委員に頼まれるということもあって、それがなかなか成り手確保につながらないのではないかということもありましたが、いかがでしょうか。この点、お願いします。

〇長田構成員 確かに負担軽減というのは、大きな充足率の改善につながるのではないかと思います。私も民生委員を36年ぐらいやっておりますが、その間にかなりの充て職も来ています。 六十数件、充て職があるのですが、毎日毎日、会議等があります。

また、負担軽減に関して言えば、行政からのいろいろな調査依頼、社協からも、共同募金もそうですが、法人募金とか、いろいろなお願い事が来ます。そうしたことの見直しも負担軽減の一つかなと思っております。ペーパーレスもそうですが、これらの負担を何とか軽減してほしいということでます。

以上です。

〇中島座長 ありがとうございました。

西村構成員、手を挙げていただいておりますので、いかがでしょうか。お願いいたします。 〇西村構成員 推薦会につきましては、1回目で私、既にお話しさせていただきましたが、自治会とか地区の各種団体から、この人をどうぞというようなお話は、私どもの地区ではあまり聞こえてきません。退任される委員さんの推薦というのが一番大きな戦力であります。10人退任したら、8人ぐらいまでは退任委員さんの御推薦ということで、委員さんに退任後も御負担をかけているということもあるのですが、その中で自治会とか地域の各種団体に頼っていく時期は、もう

終わりに近いのかなというイメージを持っていまして、それじゃどうするということを今後検 討していく必要があると思います。

それと、1 つお聞きしたいのは、民生委員を推薦する責任というのはどこにあるのかというのは、もう一つ現時点ではよく分からないのです。行政にあるのか、地区民児協にあるのか、国にあるのか、その辺を教えていただける方がいらっしゃったらうれしく思うのすが、いかがでしょうか。

〇中島座長 民生委員を推薦する責任ですか。これもなかなか難しいですね。国のほうでもすぐお答えするのは難しいかもしれません。あくまでプロセスですので、最終的には厚生労働大臣の委嘱ということになりますけれども、指導監督は都道府県知事になりますから、どこの責任になるかは難しいですね。宿題にさせていただいてよろしいでしょうか。

〇西村構成員 教えていただけたら、後日で十分結構でございます。よろしくお願いいたします。 〇中島座長 ありがとうございます。 それでは、時間が迫ってまいりましたが、法改正というのを一旦ちょっと横に置いて、例えば 現職の民生委員が転居してしまった場合でも、まだつながりはあるという場合は、民生委員さん を続けていただくことがいいのかどうかという話。あるいは、地域の実情に精通した、先ほどの ような商店街でずっと暮らしている方。しかし、住まいはお隣の住所という方ですとか。住民票 はないのだけれども、居住実態としてはまさにこの地域にあって、何十年も地域のつながりを持 っている方。推薦会に名前が挙がってきて、この人、ここに住んでいるんじゃないのと皆さんが 思っていたが他自治体に住んでいた人のような方ですね。こういうような方々というのは検討 の余地に入るのか入らないのか、この辺はいかがでしょうか。なかなか難しいでしょうか。

札幌市民児協の向さん、札幌市ではどうですか。

〇向構成員 実際にそういう事例は聞いたことはありませんが、例えばある地区で長年、民生委員をしておりました。都合で隣の地区に移りました。それが半永久的にこちらに移って戻りませんということになった場合にどうかというのが一時ありましたけれども、そこについては、民生委員法とか規則からするとまずいというので、本人から退任したいという申出があったという事実は知っておりますけれども、ちょっと難しいことじゃないかなと思いますね。

私も、実は家を改築したときに、歩いて数百メートルのところに一時転居しました。同じ区内ではありますが地区がまたいでしまったので、悩んで行政のほうに相談しましたところ、半年後ぐらいに戻ってくるのであれば、距離も近いのでそのまましてくださいよということを言われましたが、現実的に推薦準備会に地区を跨いでいる事実が挙げられた場合には退任せざるを得ない。そんな思いでいました。

〇中島座長 分かりました。ありがとうございます。

もう時間も来ているのですが、あと1点だけすみません。湯沢市の佐藤構成員にちょっと伺ってもよろしいでしょうか。仮にこういう要件緩和をした場合には、もしかしたら民生委員さんが逆に減ってしまうのではないか。外から人が来て、地域のつながりが逆になってしまうのではないかという懸念の声も聞こえてくるのですけれども、湯沢市ではそういうことが起こりでしょうか。

〇佐藤構成員 湯沢市では、先ほど言ったように、地域で認める方であれば、住所がなくてもそちらのほうは大丈夫ですし、民生委員さんの声では、今、民生委員活動は地域でずっとつながっている人ばかりなので、目線が狭くなっている。外部の人の意見も反映されれば、民生委員活動がもっと活発になるのではないかという、逆にいい意見が民生委員のほうから出ておりますので、居住要件緩和については、湯沢市としては賛同したいという意見でございました。

〇中島座長 ありがとうございました。

今日は、何か結論を出すという日ではございませんので、いろいろな意見を出し合って、いろいるな可能性を考えていくという日になりますので、貴重な御意見を皆様からいただきまして、本当にありがとうございました。議論は尽きないわけですけれども、予定の時間となりましたので、この辺で本日の議事は終了させていただきたいと思います。いずれにしましても、皆様共通に、地域に根差した人を選びたいのだという中で、民生委員推薦会や推薦準備会の議論ですとか重要な議論が出てきたことは、大事な3回目以降の参考になると思います。本当に皆様、どうもありがとうございました。事務局にお戻ししたいと思います。

〇平井補佐 それでは、次回につきましては、今回と同様に対面とオンラインのハイブリッド形式での開催を予定しております。開催の日時につきましては、別途調整の上、御案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇中島座長 ありがとうございました。

それでは、第2回の検討会、これにて終了とさせていただきたいと思います。どうもありがと うございました。